24. 学生会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、近畿大学工業高等専門学校学生会(以下「本会」という)と称する。
- 第2条 本会は、学生の自治によって運営され、教職員を顧問とする。
- 第3条 本会は、本校教育方針に基づき、会員相互の親睦と心身の健全なる育成を 目的とする。
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。
 - 1 規律を守り、本校の学生として恥じない学生生活を過ごす。
 - 2 学生生活における集団活動に参加し、一致協力する精神を養う。
 - 3 自主自立による個性を追求し、趣味と教養を高める。
- 第5条 本会は、近畿大学工業高等専門学校学生の全員をもって構成され、学生は 入学と同じに本会の構成員となる。
- 第6条 各委員の3分の1以上又は代議員会の2分1以上の要求があった場合は、 会則の改正又は制定を審議するため、学生総会を開催しなければならない。
- 第7条 本会則に付随する細則の改正及び制定は、代議員会の議決による。
- 第8条 学生総会による議決事項については、校長の承認を経て執行される。

第2章 権利と義務

- 第9条 本会会員は、次の権利及び義務を有する。
 - 1 総務委員会に参加するための選挙権と被選挙権
 - 2 学生会行事に参加するための権利と義務
 - 3 学生総会で決議された事項を守る義務
 - 4 年会費を納入する義務
- **第10条** 本会の活動に当たっては、法令・学則・学生準則その他学校の定める規則 に違反することなく、学園の秩序を乱すことがあってはならない。

第3章 機 関

- 第11条 本会には、次の機関をおく。(学生会機構図参照)
 - 1 学生総会 2 総務委員会 3 代議員会 4 中央委員会
 - 5 学級会 6 監查委員会 7 選挙管理委員会
- 第12条 各機関の会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決には出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第13条 各機関の委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第1節 学生総会

- 第14条 学生総会は、本会の最高議決機関であり、次の事項を議決する。
 - 1 学生会則の承認
 - 2 学生会行事の承認
 - 3 予算及び決算報告の承認
 - 4 その他重要事項
- 第15条 学生総会に参加できる学生は、総務委員会・代議員会・中央委員会・監査 委員会の役員と、学級会・選挙管理委員会の代表者1名とする。また、本会会 員は、本総会を聴講することができる。
- 第16条 定期学生総会は、会長がこれを召集し、年2回(前期及び後期)開催する。 ただし、必要な場合は、次の場合に限り臨時学生総会を開催することができる。
 - 1 各委員の3分1以上の要請があった場合
 - 2 総務委員会が必要と認めた場合
 - 3 代議員が必要と認めた場合
- 第17条 学生総会には、議長団及び書記団を置き、議長団は、代議員会の議長及び 副議長が任務にあたり、書記団は、学生会書記がその任務にあたる。
- 第18条 学生総会の議決は、多数決による。ただし、賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。
- 第19条 学生総会の招集及び議題の告示は、7日前に行わなければならない。ただし、臨時学生総会の場合はこの限りでない。
- 第20条 議長は、学生総会最後に議決事項を確認し、全学生に報告する義務を負う。

第2節 総務委員会

第21条 総務委員会は、本会の最高執行機関である。(執行機関組織図参照)

第22条 総務委員会は、次の役員で構成する。

- 1 学生会会長 1名
- 2 学生会副会長 1名
- 3 学生会書記 1名
- 4 学生会会計 1名

第23条 会長は、学生会の会務を統括し、本会を代表する。また、総務委員長も兼 務する。

第24条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合は代行する。

第25条 書記は、次の事項を行う。

- 1 各委員の名簿の作成と保管
- 2 議事記録の作成と保管
- 3 各機関及び学生への連絡と報告

第26条 会計は次の事項を行う。

- 1 会計台帳の記録と保管
- 2 会計の出納事務

第27条 総務委員は、次の事項の処理にあたる。

- 1 学生総会より委託された事項
- 2 学生総会及び代議員会の議案の作成
- 3 学生総会及び代議員会の議決の執行
- 4 予算案の作成
- 5 その他の重要な事項

第28条 総務委員会は、休暇中を除く毎月1回開く。ただし、必要な場合は臨時に 開くことができる。

第29条 総務委員会は、学生総会の議決に参加することができる。

第30条 総務委員は、毎年1月に、全学生から投票により選出する。

第3節 代議員会

第31条 代議員会は、学生総会に次ぐ議決機関である。

- 第32条 代議員会は、学級会の指名により選出された各学級1名の委員をもって 構成する。
- 第33条 代議員会には、代議員の互選によって選出された、議長1名、副議長1名 を置く。書記は、総務委員会の書記がこれに当たる。
- 第34条 定例代議員会は、議長がこれを召集し、休暇中を除く毎月1回開く。ただし、必要な場合は臨時に開くことができる。
- 第35条 代議員会の議決は、多数決による。ただし、賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。
- 第36条 代議員会の召集及び議題の公示は、7日前に行わなければならない。ただし、臨時代議員会の場合はこの限りでない。
- 第37条 議長は、代議員会最後に議決事項を確認し、全学生に報告する義務を負う。
- 第38条 代議員会は、学生総会の議決に参加することができる。

第4節 中央委員会

- 第39条 中央委員会は、総務委員会に次ぐ執行機関である(執行機関組織図参照)。
- 第40条 中央委員会は、総務委員会の指名により選出された、次の役員で構成する。
 - 1 名張祭実行委員会 高專祭3名、体育祭3名
 - 2 学校環境改善委員会 男性部 3 名、女性部 3 名
 - 3 クラブ活動委員会 体育系3名、文化系3名
 - 4 交通安全推進委員会 3名
 - 5 レクリエーション委員会 3名
- 第41条 中央委員会は、休暇中を除く毎月1回開く。ただし、必要ある場合は臨時 に開くことができる。
- 第42条 中央委員会の各委員会は、委員会が開催されるまでの休暇中を除く毎月1回開く。ただし、必要な場合は臨時に開くことができる。また、クラブ活動委員会においては、体育系及び文化系の各部長を召集して、委員会を開催することができる。
- 第43条 中央委員会は、学生総会の議決に参加することができる。
- 第44条 総務委員会より選出された中央委員24名は、選出の翌日から1週間公示され、この期間を持って承認される。

第45条 第44条において、異議を唱える学生が出た場合、総務委員会が窓口となり、 その学生の意見を聞き、異議が認められた場合は、中央委員の再選出を行う。

第5節 学級会

第46条 学級会は、各学年における学級の全学生をもって組織し、学級の議決並び に執行機関である。

第47条 学級会は、各学級の指名により選出された、次の役員で構成する。

- 1 学 級 委 員 長 1名
- 2 学級副委員長 1名
- 3 学級改善委員 1名
- 4 保健体育委員 1名
- 5 交通安全委員 1名
- 6 レクリエーション委員 1名
- 7 ウェルネス委員 1名

第48条 学級会は、代表者1名のみ、学生総会の議決に参加することができる。

第6節 監查委員会

第49条 監査委員会は、本会の監査機関である。

第50条 監査委員会には、総務委員会の指名により選出された、3名の委員をもって構成する。

第51条 監査委員会には、監査委員の互選によって選出された、委員長1名を置く。

第52条 監査委員会は、学生総会の議決に参加することができる。

第53条 総務委員会より選出された監査委員3名は、選出の翌日から1週間公示され、この期間を持って承認される。

第54条 第53条において、異議を唱える学生が出た場合、総務委員会が窓口となり、 その学生の意見を聞き、異議が認められた場合は、監査委員の再選出を行う。

第7節 選挙管理委員会

第55条 選挙管理委員会は、監査委員会と同等の監査機関である。

第56条 選挙管理委員会は、代議員会の指名により選出された、各学級1名の委員

をもって構成する。

- 第57条 選挙管理委員会には、選挙管理委員の互選によって選出された、委員長1 名を置く。
- 第58条 選挙管理委員会は、毎年1月に行われる学生会役員の選挙管理を行う。
- 第59条 選挙管理委員会は、代表者1名のみ学生総会の議決に参加することができる。
- 第60条 代議委員会より選出された選挙管理委員は、選出の翌日から1週間公示され、この期間を持って承認される。
- 第61条 第31条において、異議を唱える学生が出た場合、代議委員会が窓口となり、 その学生の意見を聞き、異議が認められた場合は、選挙管理委員の再選出を行う。

第4章 部 活 動

- 第62条 本会の目的達成のために、クラブ及び同好会活動を行う。(クラブ・同好会一覧参照)
- 第63条 クラブ活動では、学校の代表として活動する責任と誇りを持つ。
- 第64条 各部には、部員によって互選された、部長及び副部長を置き、教職員を顧問とする。
- 第65条 部長は、部の最高責任者として所属クラブを統轄し、クラブ活動委員会の 部長会に出席する権利と義務を持つ。また、顧問との密接な連絡や各部活との 相互の調整連絡に務める。
- 第66条 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があった場合は代行する。
- 第67条 クラブ及び同好会の新設改廃については、代議員会の決議を経て、学生総会の承認を必要とする。

クラブ・同好会一覧

体育系クラブ

応援団部. 空手道部. 剣道部. 硬式野球部. ゴルフ部. サッカー部. 山岳部. 柔道部. ソフトテニス部. ソフトボール部. 卓球部. バスケットボール部. バドミントン部. バレーボール部. ラグビーフットボール部. 陸上競技部. 硬式テニス部. 駅伝部. アームレスリング部. 軟式野球部. 自動車部

文化系クラブ

ESS部. イラスト部. 気象部. ロボット技術部. サイエンス部. JRC部. 写真部. 新聞部. 吹奏楽部. 放送部. 日本文化研究部. good job. モータースポーツ部. 技術部. プロコン部. デザイン技術部. 園芸部. 軽音楽部. 弁論部

同 好 会

自転車同好会

第5章 会計

第68条 本会の経費は、会費・寄付金・その他をもってこれにあてる。

第69条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第70条 本会の会費は、年額10,000円とする。

第71条 本会の予算案及び決算報告は、代議員会の決議を経て、学生総会の承認を 必要とする。

附 則

本会則は、昭和37年4月から施行する。

本会則は、平成9年4月から改正施行する。

本会則は、平成14年4月から改正施行する。